

特別養護老人ホーム りんごの家
重要事項説明書

1. 特別養護老人ホーム りんごの家の概要

(1) 事業者の概要

事業者の名称	社会福祉法人 そよかぜの会
法人の所在地	福岡市博多区三筑2丁目9番3号
法人の種別	社会福祉法人
代表者氏名	理事長 濱崎 太郎
電話番号・FAX番号	電話/092-581-2100 FAX/092-581-2121

(2) ご利用施設の概要

施設名称	特別養護老人ホーム りんごの家
所在地	福岡市博多区井相田3丁目8番1号
管理者	施設長 草場 進
電話番号・FAX番号	電話/092-592-5765 FAX/092-592-5870
事業の種類・指定番号	地域密着型介護老人福祉施設入所生活介護 (福岡県 4090900061 号)

(3) 同施設の職員体制 (概要)

	資格	常勤	非常勤	業務内容
施設長(管理者)	施設長資格	1名		施設業務の統括
事務職員		1名		庶務及び会計事務
介護職員	介護福祉士等	14名	15名	ご利用者の日々の介助・支援
生活相談員	社会福祉士等	1名		ご利用者の生活相談・サービス企画
看護職員	看護師等	2名		診療補助、健康管理
医師(嘱託医)	医師		1名	診療、健康管理相談
管理栄養士	管理栄養士	1名		食事業務全般、栄養指導
介護支援専門員	介護支援専門員	1名		施設サービス計画の作成他

(4) 同施設の設備の概要

定員	29名	会議室	1室
居室 全個室	29室 (1室 13.21 m ²) WC含む(1室 17.55 m ²)	談話室	各フロアー1室
浴室	一般浴、リフト浴	食堂	各フロアー1室

2. 職員の勤務体制

従業者の職種	勤務体制・勤務時間
管理者	9:00～18:00
医師	月4回以上 12:45～14:15
生活相談員	9:00～18:00
介護支援専門員	9:00～18:00
介護職員	早番 7:00～16:00 日勤10:00～19:00 遅番 12:00～21:00 夜勤21:00～翌7:00 ※職員体制は、介護保険法に基づく基準(入所者3名あたり職員1名)を配置しております。 尚、夜勤帯は、原則として3ユニットに対して3名で対応しております。
看護職員	早番7:00～16:00 日勤9:00～18:00 遅番10:00～19:00 ※夜間については、交代で連絡を取れる体制をとり、緊急時に備えます。(オンコール体制)
管理栄養士	9:00～18:00
事務員	9:00～18:00

3. サービス内容

(1)施設サービス計画の立案

ご利用者のご意向を踏まえた上で、介護福祉施設サービスの目標及びその達成時期、サービス内容、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ施設サービス計画を作成いたします。

(2)食事

①栄養士の立てる献立表により、栄養とご利用者の身体状況に配慮した食事を提供します。

②食事は、出来るだけ離床して、生活リズムに合わせて食べていただけるように配慮します。

③食事の時間は概ね次の通りです。

朝食 8:00～ 昼食 12:00～ 夕食 18:00～

④ 予めご連絡いただいた場合には、衛生上または管理許容可能な一定時間、食事の取り置きをすることができます。

⑤ 予め欠食のご連絡をいただいた場合には、食事の提供をしなくてもよいものとします。

(3)入浴

①1週間に2回以上、入浴又は清拭を行います。ただし、ご利用者に傷病がある場合や伝染性疾患の疑いがあるなど、医師により入浴が適切でないと判断する場合には行わないこともあります。

②寝たきり等で座位の取れない方は、シャワー浴、リフト浴にて対応いたします。

(4)介護

施設サービス計画に従って、次の介護を行います。

着替え、排泄、食事等の介助、おむつ交換、体位交換、シーツ交換、施設内移動等の付添い等

(5)機能訓練

ご利用者の心身の状況に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を回復し、またはその減退を防止するために、計画に基づいて定期的に訓練を行います。

(6)生活相談

常にご利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握を心がけ、ご利用者またはそのご家族からの相談に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行います。

(7)健康管理・医療の提供について

- ・嘱託医師により、月4回以上診療日を設けて健康管理に努めます。また、緊急等必要な場合には嘱託医師による往診、あるいは協力医療機関を受診します。他の医療機関を受診する際にも責任を持って引き継ぎます。
- ・ご利用者が外部の医療機関に通院する場合は、ご家族の介添えをお願い致します。

(当施設の嘱託医師) 戸早雅弘(戸早医院) 診療科：内科 電話 092-581-0051

(協力医療機関)

医療機関名：福岡徳洲会病院	電話 092-573-6622
金隈病院	電話 092-504-0097
秦病院	電話 092-501-1111
さく病院	電話 092-471-1139
県庁前デンタルクリニック	電話 092-643-4182

(8)理美容サービス

訪問美容師による定期的な施設内での理美容をご利用いただけます。ただし別途費用がかかります。

(9)行政手続代行

行政手続きの代行業を施設にて受け付けます。ただし、手続きにかかる経費はその都度お支払い頂きます。

(10)日常費用支払代行

介護以外の日常生活に係る諸費用に関する支払代行の申し込みが出来ます。申し込みにあたっては、別途「預かり金等管理委託契約」の締結が必要です。

(11)所持品保管

居室に所持品を保管できます。ただし、居室での保管には限りがありますので、衣類等季節毎の入れ替えをお願いします。

(12)レクリエーション

当施設では必要な教育娯楽設備を整えると共に、施設での生活を実りあるものとするため、適宜レクリエーション行事を企画します。

4. 利用料金 (令和6年8月1日現在)

(1) サービス利用料金

下記の料金表によって、ご利用者の要介護度に応じたサービスを利用料金から介護保険給付額を除いた金額(自己負担額)と食事・居室に係る標準自己負担額の合計をお支払いいただきます。

介護負担割合1割の場合 (日額)

1. ご利用者の要介護度とサービス 利用に係る自己負担金の目安	要介護1 712円	要介護2 786円	要介護3 865円	要介護4 941円	要介護5 1,014円
2. 居室に係る自己負担額	2,066円				
3. 食事に係る自己負担金	1,600円				
自己負担額合計の目安 (1+2+3)	4,378円	4,452円	4,531円	4,607円	4,680円

(地域加算を含む)

※ご利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の金額を一旦お支払いいただき、要介護の認定後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます。(償還払い)

※介護保険からの給付額に変更があった場合には、変更された額に合わせて、ご利用者の負担額を変更します。

※介護保険負担限度額認定を受けている場合は、居室と食事に係る費用について、認定証に記載されている負担限度額とします。

介護負担割合 2 割の場合

(月額)

1. ご利用者の要介護度とサービス 利用に係る自己負担金の目安	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
	1, 424 円	1, 572 円	1, 730 円	1, 882 円	2, 028 円
2. 居室に係る自己負担額	2, 066 円				
3. 食事に係る自己負担金	1, 600 円				
自己負担額合計の目安 (1 + 2 + 3)	5, 090 円	5, 238 円	5, 396 円	5, 548 円	5, 694 円

(地域加算含む)

介護負担割合 3 割の場合

(月額)

1. ご利用者の要介護度とサービス 利用に係る自己負担金の目安	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
	2, 136 円	2, 358 円	2, 595 円	2, 823 円	3, 042 円
2. 居室に係る自己負担額	2, 066 円				
3. 食事に係る自己負担金	1, 600 円				
自己負担額合計の目安 (1 + 2 + 3)	5, 802 円	6, 024 円	6, 261 円	6, 489 円	6, 708 円

(地域加算含む)

(2)当施設の居住費・食費の負担額

世帯全体が市町村民税非課税の方(市町村民税世帯非課税者)は居住費、食費の負担が軽減されます。

(毎年、申請が必要です。)

対象者		区分	居住費	食費
	高齢福祉年金受給者	利用者負担段階 1	880 円	300 円
	課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円以下の方	利用者負担段階 2	880 円	390 円
	利用者負担第 2 段階以外の方(課税年金収入が 80 万円を超える方など)	利用者負担段階 3	1, 370 円	① 650 円 ② 1, 360 円
上記以外の方		利用負担者段階 4	2, 066 円	1, 600 円

(3)各種加算について

上記のほかに各ご利用者のサービス内容によって下記の加算が必要な場合があります。

☆日常生活継続支援加算(Ⅱ)：要介護度の高い方や重度の認知症高齢者の方が一定以上入所しており、かつ介護福祉士がご利用者に対して 6：1 以上配置している場合 1 日あたり 46 単位

☆看護体制加算(Ⅰ)：常勤の看護師を 1 名以上配置している場合 1 日あたり 12 単位

☆看護体制加算(Ⅱ)：常勤の看護師を 1 名以上加配している場合 1 日あたり 23 単位

☆夜勤職員配置加算：夜勤帯(18：00～10：00)に、介護職員又は看護職員を基準以上に配置している
場合 1日あたり 46単位

☆初期加算：入所日から30日間、30日間を超える入院後の再入所の場合 1日あたり 30単位

☆口腔衛生管理加算(Ⅰ)：歯科医師の指示を受けた歯科衛生士がご利用者の口腔ケアを月2回以上
行った場合と、介護職員に対して具体的な技術的助言及び指導を行った場合 1月あたり 90単位

☆栄養マネジメント強化加算：利用者の栄養状態を適切にアセスメントし、その状態に応じて栄養ケア計画等
により栄養マネジメントを行った場合 1日あたり 11単位

☆経口移行加算：経管による栄養摂取をされている方で、経口摂取を進めるために医師の指示に基づく
栄養管理を行う必要が生じ、実際に経口移行への取り組みを実施した場合 1日あたり 28単位

☆経口維持加算(Ⅰ)(Ⅱ)：著しい誤嚥が認められる方に対し、経口摂取を維持するために医師の指示に
基づく栄養管理を行う必要が生じ、実際に経口摂取維持への取り組みを実施した場合
1月あたり (Ⅰ)400単位 (Ⅱ)100単位

☆外泊時費用：外泊又は入院の翌日から6日間(月をまたいで連続した場合は最長12日間)
1日あたり 246単位

☆看取り介護加算：利用者またはご家族と協議、合意して施設内で看取り介護を行った場合
死亡日に1,280単位(Ⅰ)1,580単位(Ⅱ)、死亡日の前日及び前々日は680単位(Ⅰ)780単位(Ⅱ)、
死亡日の4日～30日以前は1日につき144単位、死亡日の31日～45日以前は1日につき72単位

☆認知症行動・心理症状緊急対応加算：医師が認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での
生活が困難であり、緊急に介護サービスを行う必要があると判断した方が入居した場合
(入居日から7日間のみ) 1日あたり 200単位

☆若年性認知症入居者受入加算：若年性認知症の利用者に対し、担当者を決め、専門的に係る場合
1日あたり 120単位

☆科学的介護推進体制加算Ⅱ：入所者の基本的情報を厚生労働省に提出し、常により良い介護を実施する
為に、そのデータを施設サービス計画に反映させた場合 1月あたり 50単位

☆介護職員処遇改善加算：当施設は、介護職員の賃金の改善等を実施している施設として届出を
しております。

・介護職員処遇改善加算Ⅰ：利用料金及び加算の合計額の14.％を加算

☆在宅復帰などの際、必要な支援を行った場合(状況に応じて以下算定)

①退所前訪問相談援助加算：1回につき 460単位

②退所後訪問相談援助加算：1回につき 460単位

③退所時相談援助加算：1回につき 400単位

④退所前連携加算：1回につき 500単位

(4)所定料金

①食費

1日あたり 1,600円(朝食400円・昼食600円、夕食600円)

※介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方は認定証に記載された金額までのご負担となります。

②理美容費

出張理美容師によりサービスを受けることが出来ます。 料金：要した費用の実費

③行政手続代行費

行政書類等の取得・手続きに要する費用をご負担いただきます。 料金：要した費用の実費

④居室の提供(ユニット型個室利用料)

1日あたり 2,066円(ただし、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方に
つきましては、1日あたり認定証に記載された金額のご負担となります。)

⑤健康管理費

インフルエンザ予防接種等に係る費用をお支払いいただきます。 料金：要した費用の実費

⑥電気代

ご利用者が個人的に持ち込む家電製品については別途電気代をご負担いただきます。

(対象となるもの・テレビ、冷蔵庫、電気毛布などの暖房器具、ラジカセ等のオーディオ機器、
パソコン、携帯電話、加湿器、空気清浄機他)

料金：電気器具1台につき 1ヶ月 約900円(1日 30円)

⑦教養娯楽費

当施設がサービスの一環として実施するクラブ活動や行事における材料費等がかかる場合に
お支払いいただきます。 料金：要した費用の実費

⑧私物の洗濯代(クリーニング)

私物の洗濯物をクリーニング業者に依頼された場合にお支払いいただきます。

料金：要した費用の実費

(5)支払方法(契約書第7条参照)

前記(1)～(4)の料金・費用は1ヶ月毎に計算し、請求いたしますので下記のいずれかの方法で
お支払いください。

(1ヶ月に満たない期間のサービスに関する料金は、利用日数に基づいて計算した金額になります)

①金融機関からの口座振替

毎月15日までに指定先へ請求書を送付させていただきます。当月請求分の利用料金を27日に
預金口座から振替させていただきます。尚、振替日の引き落としが確認出来なかった場合は7日
以内に下記の口座にお振込みいただくか、施設窓口にお支払いください。

※口座振替の場合、手数料は施設の負担となります。

②指定口座へのお振込み

毎月15日までに指定先へ請求書を送付させていただきます。当月請求分の利用料金を27日
までに下記の指定口座にお振込みください。

銀行名：福岡銀行 雑餉隈支店
 口座番号：(普) 2098836
 口座名：社会福祉法人 そよかぜの会
 特養 理事長 濱崎 太郎

※口座振り込みの場合、振込手数料はご利用者負担となります。

③窓口でのお支払い

毎月15日までに指定先へ請求書を送付させていただきます。当月の利用料金を27日までに施設窓口までお支払ください。

5. 施設を退所していただく場合(契約の終了について)

(1)自動的に契約が終了する場合

当施設は、契約書第2条に基づいて契約適応期間を設けており、適応期間内は継続してサービスを利用することができます。ただし、以下のような事項に該当するに至った場合には適用期間内においても当施設との契約は終了し、ご利用者に退所して頂くことになります。

- ・要介護認定により、ご利用者が自立または要支援、要介護1・2(特例入所非該当)と判定された場合
- ・事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により施設を閉鎖した場合
- ・施設の滅失や重大な弊害により、ご利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ・当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ・ご利用者が亡くなられた場合もしくは被保険者資格を喪失した場合

(2)ご利用者からの退所の申し出の場合(中途解約・契約解除)

契約の有効期間であっても、ご利用者から当施設の退所を申し出ることができます。その場合には、退所を希望する7日前までに解約届出書をご提出ください。ただし、以下の場合には、即時に契約を解除・解約し施設を退所することができます。

- ・介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ・事業者もしくはサービス従業者が正当な理由なく本契約に定める介護保険施設サービスを実施しない場合
- ・事業者もしくはサービス従業者が守秘義務に違反した場合
- ・事業者もしくはサービス従業者が故意又は過失によりご利用者の身体・財物・信用を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ・他のご利用者がご利用者の身体・財物・信用を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(3)事業者からの申し出により退所して頂く場合(契約解除)

以下の事項に該当する場合には、当施設から退所していただくことがあります。

- ・ご利用者が、契約締結時に利用者自身の心身の状況及び病歴などの重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ・ご利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な介護保険施設サービスの提供を超えると判断された場合
- ・ご利用者によるサービス利用料金の支払いが1ヶ月以上遅延し、その支払いを督促したにも拘らず、7日以内にこれが支払われなかった場合
- ・ご利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従業者もしくは他のご利用者の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

- ・ご利用者が他の介護保険施設に入所した場合

(4)その他

ご利用者が病院又は診療所に入院し、明らかに3ヶ月以内に退院できる見込みがない場合又は入院後3ヶ月経過しても退院できないことが明らかになった場合、文書で通知の上、契約を終了させていただく場合があります。尚、退院後に再度入所を希望される場合は、改めて申し込みが必要となります。

6. 当施設のサービスの特徴等

(1)運営の方針

ご利用者一人一人が、全室個室のプライバシーが守られた空間で生きがいを持って過ごしていただけるよう努めます。また、ご家族や友人が自由に出入りできる環境、地域の方々が利用できるスペースの設置や行事への参加、ボランティアや研修生の受け入れ等、地域福祉の増進に努めます。

職員研修、特に認知症高齢者の介護技法の向上に力を注ぎ、専門職員による質の高いサービス提供に努めます。また、「りんごの家」で過ごす人生のひとつきが、素晴らしいと感じていただけるようにどうすればいいか全職員で取り組みます。

(2)施設利用にあたっての留意事項

- ・ 面会 随時可能です。受付でのご記帳をお願いします。
- ・ 外出、外泊 事前に日時をお知らせください。
- ・ 飲酒、喫煙 身体状況に配慮した範囲内で飲酒いただけます。
喫煙は、決められた場所をお願いいたします。
- ・ 設備、器具の利用 車椅子、歩行器等は施設で用意しておりますが、使い慣れたご自分のものをご持参されても結構です。
- ・ 金銭、貴重品の管理 ご利用者自身での管理が困難な場合、「預かり金等管理委託契約」に基づいてお預かりします。尚、自己管理された際に紛失されましても責任は負いかねます。
- ・ 所持品の持ち込み 大きな家具等は持ち込めませんが、部屋の広さに応じた大きさであれば制限はしておりません。
- ・ 健康管理について 施設の配置医師は看護師とともに入所者の健康管理につとめ必要に応じて、健康保持のための適切な措置をとります。また、施設は入院治療を必要とする入所者のために、あらかじめ協力病院を定め、急変時に遅延することなく対処して連携を図ります。ただし、担当医からの指示で受診する場合以外は、病院での付添い、移送に関する手続き等はご家族の方でお願いいたします。
- ・ 宗教活動について 当施設での職員やほかのご利用者に対しての宗教活動、政治活動、営利活動は禁止です。
- ・ ペット ご利用者の中には抵抗力が弱っている方もおられますので、ご遠慮いただいております。

7. 事故発生時の対応について

速やかに管理責任者に報告し、対応します。また緊急連絡先の順番に沿ってご家族へ連絡を取ります。

8. 緊急時の対応方法

ご利用者の容体の変化等があった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講ずるほか、緊急連絡先の順番に沿ってご家族等へ連絡いたします。

緊急連絡先①	氏名	
	住所	
	電話番号	
	続柄	
緊急連絡先②	氏名	
	住所	
	電話番号	
	続柄	
緊急連絡先③	氏名	
	住所	
	電話番号	
	続柄	

9. 非常災害対策

別途定める「特別養護老人ホームりんごの家 消防計画」に則り、対応を行います。

- ・防災設備 スプリンクラー、消火器、補助散水栓、非常照明、自動火災報知機、誘導灯、防火扉
- ・防災訓練 年2回実施

10. 監視カメラの設置について

防犯のため各階の共用部分と1階廊下、事務所に計5台の監視カメラを設置し、事務所にて確認できるようになっております。また、居室内には設置しておりません。

11. サービス内容に関する相談・苦情

①当施設ご利用者相談・苦情担当

- 苦情受付窓口 担当 生活相談員 介護支援専門員
- 苦情解決責任者 担当 施設長
- 電話による受付時間 随時 電話番号 092-592-5765 F A X 092-592-5870
- 苦情ご意見箱を受付カウンター横に設置しています。

②当施設以外に、行政機関の相談・苦情窓口でも受け付けています。

- 福岡市博多区保健福祉センター 福祉・介護保険課
〒812-8512 福岡市博多区博多駅前 2-9-3
電話番号 092-419-1081 受付時間 9：00～17：00
- 福岡県国民健康保険団体連合会 介護保険課
〒812-8521 福岡市博多区吉塚本町 13-47
電話番号 092-642-7800 受付時間 9：00～17：00

○第三者委員

平山 清子（那珂南校区自治協議会） 092-725-0772

浜崎 嘉秀（認定 NPO 法人そよかぜ 理事） 092-603-2391

③利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況

○アンケート調査、意見箱等利用者の意見等を把握する取組み・・・あり
結果の開示・・・なし

○福祉サービス第三者評価の実施・・・なし
実施した評価機関の名称・・・なし

＜福祉サービス第三者評価とは＞

福祉サービスの「第三者評価」は、「社会福祉法人等の提供するサービスの質を事業者及び利用者以外の公正・中立な第三者機関が専門的かつ客観的な立場から行った評価」とされています。詳しくは、福岡県及び福岡県福祉サービス第三者評価推進機構のホームページをご参照ください。

1 2. 養介護施設における高齢者が虐待に関する相談窓口

○福岡市福祉局高齢社会部 事業者指導課 施設指導係

〒812-8620 福岡市中央区天神 1-8-1

電話番号 092-711-4319 受付時間 9:30～17:00

※施設内で虐待等を発見された方は通報の義務があります。

尚、通報をされた方には不利益な取り扱いをすることはありません。

1 3. 身体拘束の廃止

- (1) 当施設は、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護する為緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束及びその他の利用者の行動を制限する行為を行いません。
- (2) 当施設は、前項の身体拘束を行う場合には、次の手続きにより行います。
 - ①緊急やむを得ない状況になった場合、身体拘束廃止委員会を中心として、Ⅰ切迫性 Ⅱ非代替性 Ⅲ一時性の3要素の全てを満たしているかどうかについて検討、確認します。
 - ②要件を検討・確認した上で、身体拘束を行うことを選択した場合は、拘束の方法、場所、時間帯、期間等について検討し本人・家族に対する説明書を作成し、文書により説明し、同意を得た上で実施します。
 - ③廃止に向けた取り組み改善の検討会を早急に行い実施に努めます。
 - ④法律上、身体拘束に関する記録は義務付けられており、専用の様式を用いてその様子・心身の状況・やむを得なかった理由などを記録します。身体拘束の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法を逐次検討します。又、その記録は5年間保存し、行政担当部局の指導監督が行われる際に提示できるようにします。
 - ⑤ ④の記録と再検討の結果、身体拘束を継続する必要性がなくなった場合は速やかに身体拘束を解除します。その場合には、契約者、家族に報告します。

14. 当法人及び当事業所の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 そよかぜの会
代表者役職・氏名	理事長 濱崎 太郎
本部所在地・電話番号	福岡市博多区三筑2丁目9番3号 電話 092-581-2100
定款の目的に定めた事業	1、第一種社会福祉事業 特別養護老人ホームの経営 2、第二種社会福祉事業 障害福祉サービス事業の経営 3、第二種社会福祉事業 小規模多機能型居宅介護事業の経営 4、その他これに付随する業務
施設・拠点等	○障害福祉サービス事業、高齢者への食事宅配事業 食の工房 リンゴの唄 ○小規模多機能型居宅介護施設 多機能ケアホーム りんごの里 ○広域型介護老人福祉施設入所生活介護 特別養護老人ホーム りんごの丘

15. その他

サービス従業者に対する贈り物や飲食等のもてなしはご遠慮させていただきます。

令和 年 月 日

特別養護老人ホームりんごの家入所にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者 所在地 福岡市博多区井相田 3-8-1
名 称 特別養護老人ホーム りんごの家

説明者職名

氏 名

印

私は、契約書および本書面により、事業者から介護老人福祉施設についての重要事項の説明を受けました。

利用者 住 所

氏 名

印

代理人 住 所

氏 名

印